

所管部課	行政管理部総務課		部長	矢吹 勇一	
件名	東大和市個人情報保護法施行細則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市住民基本台帳事務取扱規則			
	部課機関	行政管理部市民課			
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 一部改正理由 住民基本台帳カードの有効期間満了により、令和8年1月1日以降に有効な住民基本台帳カードはなくなることから、東大和市個人情報保護法施行細則の様式中、本人確認書類として住民基本台帳カードの記載がある部分について、一部を削る改正をする。</p> <p>(2) 内容 第2号様式、第16号様式及び第24号様式中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。</p> <p>(3) 附則 令和8年1月1日から施行する。 残存する様式は修正し使用できる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課法規係において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等） なし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに公布事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果 決定</p>					